

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会（第244回）議事次第

令和7年12月12日(金)
10:00～

議題

○令和8年度薬価制度改革の骨子（たたき台）について

令和8年度薬価制度改革の骨子（たたき台）

第1 基本的考え方

これまでの累次の薬価改定の結果や現下の課題などを踏まえ、薬価専門部会において次期薬価改定に向けた議論を行ってきた。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価の実施」とされている。これらを踏まえ、以下のとおり、令和8年度薬価制度改革を行うこととしてはどうか。

第2 具体的内容

1. 国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価

（1）薬価算定方法

① 類似薬効比較方式における算定方法【基準改正】

○ 類似薬効比較方式において、比較薬が補正加算（画期性加算、有用性加算（Ⅰ）及び有用性加算（Ⅱ）を除く）の適用を受けている場合は、比較薬における当該補正加算の加算率に相当する額を控除した額を比較薬の薬価と見なした上で、新薬の一日薬価合わせを行うとともに、比較薬が当該補正加算の適用を受けている場合であっても、新薬が当該補正加算の適用を受けることを可能とすることとしてはどうか。

② 革新的新薬の評価方法

○ 革新的新薬の評価の在り方については、現行の比較薬の判断基準を拡大することを含め、「医療上の必要性が高い革新的医薬品に対する薬価上の評価指標の開発に資する研究」（厚生労働行政推進調査事業費補助金）において検討が行われており、革新的新薬の評価方法等については、この研究結果も踏まえて、次々期薬価制度改革において、引き続き検討することとしてはどうか。

③ 原価計算方式における開示度の向上

○ 原価計算方式における薬価の原価の開示は重要であり、これまで薬価

の透明性を確保するための取組を行ってきたところであるが、開示度が50%未満にとどまったため、補正加算を適用しても薬価に反映されない例がある一方、医薬品のサプライチェーンの複雑化により原価の詳細な開示が難しくなっているという状況がある。原価計算方式における開示度の取り扱いについては、次期薬価制度改革では見直しを行わず、業界団体における開示度向上に向けた努力を継続することを基本とし、今後の原価計算方式における開示度、補正加算の適用の状況を踏まえた上で、次々期薬価制度改革において、引き続き検討することとしてはどうか。

④ 原価計算方式における販売費及び一般管理費の計上【運用上の対応】

- 原価計算方式における販売費及び一般管理費の係数について、希少疾患用医薬品等では、平均を超えた係数を用いることが妥当とされる場合、上限である70%を超えた係数を用いることが可能であることを明確化することとしてはどうか。

（2）新薬の薬価収載時・薬価改定時における評価

① 市場性加算（Ⅰ）【基準改正】

- 成人及び小児の同時開発を促進するため、小児のみが希少疾病用医薬品の指定範囲とされた場合を除き、市場性加算（Ⅰ）と小児加算の併加算を可能とすることとしてはどうか。
- 原則として、現行の加算率の範囲（下限10%）を維持しつつ、希少疾患用医薬品の指定基準への該当性の内容に応じて加算率を例外的に5%とすることが能够のこととし、治験実施の困難さ等を踏まえて加算率を柔軟に判断することとしてはどうか。

② 規格間調整のみによる新薬の薬価算定における補正加算【基準改正】

- 規格間調整のみによる新薬の薬価算定において、新薬が市場性加算（Ⅰ）、先駆加算又は迅速導入加算の要件を満たす場合には、これらの補正加算の適用を受けることを可能とすることとしてはどうか。

③ 標準的治療法に関する薬価改定時の加算の評価【基準改正】

- 薬価収載時に標準的治療法に関する補正加算を適用していない品目について、薬価収載後に、新たに、一般診療に用いられている国内の診療ガイドラインにおいて標準療法となったと評価できる場合は、薬価改定時に加算を適用することとしてはどうか。

④ 外国平均価格調整の見直し

- 外国平均価格調整に用いるドイツ価格について、ドイツにおける価格交渉後の価格を参考することとしてはどうか。【運用上の対応】
- ドイツ価格の状況等を把握できるよう、薬価基準収載希望書に以下の事項を記載することを製造販売業者に求めることとしてはどうか。【その他（通知改正）】
 - ・ ドイツ価格について、ドイツにおける価格交渉後の価格であるか否か

⑤ 報告品目及び後発品への補正加算適用に関する薬価算定組織での検討 【その他（通知改正）】

- 報告品目及び後発品について、補正加算の適用の妥当性等について専門的見地からの検討が必要な場合は、薬価算定を行うに際して薬価算定組織での検討を経ることを規定として定めることとしてはどうか。

（3）新薬創出・適応外薬解消等促進加算

① 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の見直し【基準改正】

- 新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、わかりやすくするための方策が国内外から求められていることを踏まえ、以下の方針で見直すこととしてはどうか。

＜制度の名称＞

- 特許期間中の革新的な新薬の薬価が維持されることをよりわかりやすくするため、制度の名称を「革新的新薬薬価維持制度」（英語名：Patent-period price Maintenance Program for Innovative Drugs（PMP））（仮称）に変更することとする。

<品目要件>

- 品目要件への該当性を明確化し、制度の透明性を高める観点から、品目要件から次のものを削除し、今後新たに薬価収載される品目には適用しないこととする。
 - ・ 新規作用機序医薬品又は新規作用機序医薬品に相当すると認められる効能若しくは効果が追加されたものであって、別表 10 の基準に該当する医薬品
 - ・ 新規作用機序医薬品（別表 10 の基準に該当するものに限る。）を比較薬として算定された医薬品又は新規作用機序医薬品を比較薬として算定された医薬品を比較薬として算定された医薬品
- 引き続き、乖離率が平均乖離率を超える品目は対象としないこととする。

<控除>

- 従来どおり、改定前薬価と市場実勢価格に基づく改定額との差額の累積額を薬価改定時に控除する。

② 累積額の控除と薬価の下支えに係るルールの適用方法【基準改正】

- 革新的新薬薬価維持制度の累積額の控除により最低薬価未満の額に改定される品目が生じることを防ぐため、革新的新薬薬価維持制度の累積額の控除に係るルールを適用してから、薬価の下支えに係るルールを適用することとしてはどうか。

(4) 市場拡大再算定

① 市場拡大再算定の特例の見直し

- 国民皆保険の維持のための対応という趣旨を明確化するため、制度の名称を「持続可能性価格調整」（英語名：Price Adjustment for Sustainable Health System and Sales Scale(PASSS)）（仮称）に変更することとしてはどうか。【基準改正】
- あわせて、持続可能性価格調整の在り方については、引き続き検討を

行うこととしてはどうか。

② 市場拡大再算定又は持続可能性価格調整の類似品の取り扱い【基準改正】

- 市場拡大再算定又は持続可能性価格調整の類似品について、対象品が後発品が収載されていない新薬の場合、長期収載品については、対象品と市場における競合性が乏しいと認められるものとし、類似品としては取り扱っていないこれまでの運用を明確化することとしてはどうか。

③ 希少疾病、小児の効能等追加に対する市場拡大再算定【運用上の対応】

- 原則、希少疾病、小児の効能等の追加のみをもって、市場拡大再算定の要件である使用実態の変化に該当するとは判断していないこれまでの運用を明確化することとしてはどうか。

④ 薬価改定の際以外の再算定の実施頻度

- 新薬収載の機会を活用して年4回実施している薬価改定の際以外の再算定の実施頻度については、現場の負担に鑑みて、現行の実施頻度を維持することとしてはどうか。

⑤ 再生医療等製品に対する市場拡大再算定

- 再生医療等製品に対する市場拡大再算定の適用の在り方については、再生医療等製品の特徴等を踏まえつつ、次々期薬価制度改革において、引き続き検討することとしてはどうか。

(5) イノベーションの推進に向けた長期収載品の薬価の更なる適正化

① 長期収載品の薬価の更なる適正化【基準改正】

- イノベーションの推進に向けて、長期収載品に依存するビジネスモデルからの脱却を促進する観点から、安定供給にも配慮した上で、長期収載品の薬価上の措置については、以下の方針で見直すこととしてはどうか。

- ・ 後発品への置換え期間については後発品上市後5年とし、5年を経過した長期収載品の薬価については、後発品置換率によらずG1を適用し、

後発品の加重平均薬価を基準として段階的に引き下げるのこととする。Z2、G2は廃止する。

- ・ Cは廃止し、G1の補完的引下げについては後発品置換率によらず薬価の引下げ率を2.0%とし、G1の適用後の薬価については、G1による引下げ後の額と2.0%の補完的引下げ後の額のうち、いずれか低い額とすることとする。
- ・ 後発品の加重平均薬価まで価格を引き下げた長期収載品については、G1を適用しないこととする。
- ・ 令和6年度薬価制度改革時点においてG2に該当した品目については、以下のとおり取り扱うこととする。

令和6年度薬価制度改革における該当区分	令和8年度薬価制度改革における該当区分
<ul style="list-style-type: none">・ G2品目に該当してから初めて薬価改定を受けるもの・ G2品目に該当してから2年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの	<ul style="list-style-type: none">・ G1品目に該当してから2年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの
<ul style="list-style-type: none">・ G2品目に該当してから4年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの・ G2品目に該当してから6年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの	<ul style="list-style-type: none">・ G1品目に該当してから4年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの

② 引下げの下限、円滑実施措置【基準改正】

- 引下げの下限及び円滑実施措置については、廃止することとしてはどうか。ただし、次期薬価制度改革における長期収載品の薬価の更なる適正化では、大きな制度変更を行うことから、影響を受ける企業、後発品の置換率等の状況を踏まえた上で、次期薬価制度改革に限り、安定供給に支障が生じる場合にのみ適用することとしてはどうか。

③ バイオ先行品へのG1の適用【基準改正】

- バイオシミラーが収載されているバイオ先行品について、G1を適用することとしてはどうか。

(6) オーンライズド・ジェネリック(AG)・バイオAGの取扱い

① バイオ AG の新規収載時の対応【基準改正】

- 先行品と有効成分、原薬、添加物、製法等が同一のバイオ医薬品であって、後発品として薬事承認を受けたもの（バイオ AG）（今後新たに薬価収載される品目に限る）の薬価は、バイオ後続品（いわゆるバイオシミラー）との適切な競争環境を形成・維持する観点から、バイオ先行品の薬価と同額とすることとしてはどうか。

② オーソライズド・ジェネリック（AG）の新規収載時の対応

- 後発品の適切な競争環境の形成・維持のため、先発品メーカーの許諾を受けて製造販売されるものであるオーソライズド・ジェネリック（AG）について、まずは、先発品と有効成分、原薬、添加物、製法等が同一の後発品（今後新たに薬価収載される品目に限る）の薬価は、先発品の薬価と同額とすることとしてはどうか。【基準改正】
- AG であるか否かを客観的に判断することが困難であることから、AG の把握方法については引き続き検討が必要であるため、薬価基準収載希望書に AG であるか否かを記載することを製造販売業者に求めることとしてはどうか。【その他（通知改正）】

③ AG・バイオ AG の薬価改定時の対応【基準改正】

- 先発品の薬価と同額で算定された AG 又はバイオ AG については、当該 AG 及び先発品、当該バイオ AG 及びバイオ先行品について、薬価改定時にそれぞれ薬価を加重平均し、価格帯を集約することとしてはどうか。

2. 後発品を中心とした医薬品の安定供給確保のための対応

（1）後発品の価格帯集約【基準改正】

- 注射薬及びバイオシミラーに係る品目については、同一規格・剤形内の品目数が少なくなっている状況を踏まえ、最高価格の 30%を下回る薬価のものを除き、価格帯集約の対象としないこととしてはどうか。
- G1 品目に係る後発品の 1 価格帯集約については、廃止することとしてはどうか。

- 企業指標の評価結果を活用した価格帯集約の特例における対象企業、対象品目、適用条件のいずれの要件も満たす品目については、注射薬又はバイオシミラーに該当しない品目であっても、価格帯集約の対象としないこととしてはどうか。

(2) 薬価の下支え制度の充実

① 最低薬価

- 最低薬価について、以下のとおりとしてはどうか。【基準改正】
 - ・ 外用塗布剤について、規格単位に応じた最低薬価を設定する。
 - ・ 点眼・点鼻・点耳液について、点眼剤の最低薬価を適用する。
- 最低薬価について、・・・(P)

※ 最低薬価の取扱いは本日の議論等を踏まえ整理する。

② 不採算品再算定

- 不採算品再算定について、以下のとおりとしてはどうか。【基準改正】
 - ・ 「(当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。)」の要件は削除し、該当する類似薬のシェアが一定割合以上であって他の要件を満たす場合は、不採算品再算定の対象とする。
 - ・ 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬の乖離率の平均が全ての既収載品の平均乖離率を超える品目は不採算品再算定の対象外とする。
- 不採算品再算定の取扱いは、・・・(P)

※ 不採算品再算定の取扱いは本日の議論等を踏まえ整理する。

3. その他の課題

(1) 高額な医薬品に対する対応

- 令和4年度薬価制度改革の骨子に基づく、年間1,500億円の市場規模を超えると見込まれる高額な医薬品に対する対応を継続することとしてはどうか。
- 高額な医薬品に対するこれまでの対応を踏まえ、以下のとおり対応す

ることとしてはどうか。【基準改正】

- ・ 年間 1,500 億円の市場規模を超えると見込まれる高額な医薬品及びその類似薬については、効能追加等の有無に関わらず、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）により使用量を把握し、薬価改定以外の機会も含め、市場拡大再算定又は持続可能性価格調整を実施する。
 - ・ 年間 1,500 億円の市場規模を超えると見込まれる高額な医薬品に対する持続可能性価格調整の適用について、年間販売額が予測販売額から 10 倍以上かつ 3,000 億円超に急拡大した場合に限り、引き下げ幅の上限値を 50% から引き上げ、66.7%（2/3）とする。
- 薬価調査における販売額が持続可能性価格調整の販売額の要件に該当する品目のうち、保険診療外での使用が一定数見込まれるものについては、製造販売業者が適正使用の更なる推進を図ることを前提として、保険診療における販売額を正確に把握する観点から NDB を使用した上で、薬価改定以外の機会も含め、持続可能性価格調整を効能追加等の有無に関わらず実施することとしてはどうか。

（2）医薬品流通に関する課題

- 「薬剤流通の安定のため」に設定されている調整幅の在り方について、物価の高騰等の状況も踏まえながら、次々期薬価制度改革において、引き続き検討することとしてはどうか。

（3）販売包装単位の適正化

- 販売包装単位の適正化については、柔軟な対応を行いつつ、関係団体における対応状況を注視し、次々期薬価制度改革において、薬価上の対応の必要性を検討することとしてはどうか。

（4）イノベーションの適切な評価

- 米国の最惠国待遇（M F N）価格政策に関し、日本の薬価が米国の価格に波及する可能性を懸念し、製薬企業が日本への新薬導入に慎重になることでドラッグ・ロス等となるリスクがあるとの意見があることを踏

まえ、ドラッグ・ロスの解消、我が国の創薬力を強化する観点等から、機動的な対応ができるよう、革新的新薬の薬価の在り方については引き続き検討することとしてはどうか。

4. 診療報酬改定がない年の薬価改定

- 診療報酬改定がない年の薬価改定について、・・・(P)

〔凡例〕

「第2 具体的内容」の各項目における下記の記載の意義については、下記のとおり。

【基準改正】：「薬価算定の基準」の改正により対応する事項

【運用上の対応】：今後の薬価算定等の運用において対応する事項

【その他（通知改正）】：関連通知の改正により対応する事項

以上

參考資料

令和8年度薬価改定に向けた検討項目（案）

検討項目

1. 国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価

- (1) 薬価算定方式
- (2) 新薬の薬価収載時・薬価改定時における評価
- (3) 新薬創出・適応外薬解消等促進加算
- (4) 市場拡大再算定
- (5) 長期収載品の薬価の更なる適正化
- (6) オーソライズド・ジェネリック（AG）・バイオAGの取扱い

2. 後発医薬品を中心とした医薬品の安定供給確保のための対応

- (1) 後発医薬品等の価格帯集約
- (2) 価格の下支え制度の充実

3. その他の課題

- (1) 高額医薬品に対する対応
- (2) 医薬品流通に関する課題
- (3) 販売包装単位の適正化
- (4) ドラッグ・ロス解消に向けた取組

4. 診療報酬改定がない年の薬価改定

- 薬価の下支え

2. (2) 薬価の下支え制度の充実

対応の方向性（案）

①基礎的医薬品

- 安定確保医薬品の見直しによる重要供給確保医薬品A群の対象品目の増加により、基礎的医薬品の対象品目数が増加することを踏まえ、必要な対応を検討することとしてはどうか。

②最低薬価

- 最低薬価の設定について、以下のとおりとしてはどうか。
 - 外用塗布剤について、規格単位に応じた最低薬価を設定する。【基準改正】
 - 点眼・点鼻・点耳液について、点眼液の最低薬価を適用する。【運用上の対応】
- 最低薬価について、物価の動向、市場実勢価格の乖離状況等や、逆ザヤの解消、日本薬局方化の推進の観点も踏まえ、必要な対応を検討することとしてはどうか。

③不採算品再算定

- 不採算品再算定の要件について、以下のとおりとしてはどうか。【基準改正】
 - 「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）」の規定は廃止し、該当する類似薬のシェアが一定割合以上の場合は、要件に該当するものとする。
 - 平均乖離率を超える品目は対象外とする。
- 不採算品再算定の取扱いは、企業の希望状況を整理しているところであり、逆ザヤの解消の観点も含め、必要な対応を検討することとしてはどうか。

不採算品再算定について

算定ルール

保険医療上の必要性が高いものであると認められる医薬品であって、薬価が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であるもの（成分規格が同一の類似薬の全てが該当する場合に限る）等については、原価計算方式によって算定される額（類似薬のものも含めた最低の額を上限）に改定する。

※その際、営業利益率は100分の5を上限とする

【参考】過去の実績

	成分数	品目数※
平成22年度	20 成分	38 品目
平成24年度	104 成分	365 品目
平成26年度	34 成分	196 品目
平成28年度	47 成分	111 品目
平成30年度	87 成分	184 品目

	成分数	品目数※
令和2年度	96 成分	219 品目
令和4年度	131 成分	440 品目
令和5年度	328 成分	1,081 品目
令和6年度	699 成分	1,911 品目
令和7年度	182 成分	429 品目

※）告示数

■ 薬価算定の基準（抜粋）

1 (1) の要件〔註：基礎的医薬品の要件〕に該当しない既収載品又は1 (1) の要件に該当する既収載品のうち、製造販売に要する原価等が著しく上昇したと認められるもの等について、次のいずれかの要件に該当する場合は、原価計算方式によって算定される額（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、それぞれについて原価計算方式によって算定される額のうち、最も低い額）を当該既収載品の薬価とする。

ただし、営業利益率は、製造販売業者の経営効率を精査した上で、100分の5を上限とする。

イ 保険医療上の必要性が高いものであると認められる既収載品であって、薬価が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であるもの（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）

□ 新規後発品として薬価収載された既収載品のうち、薬価が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であるもの（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬（新規後発品として薬価収載されたものに限る。）がある場合には、当該全ての類似薬について該当する場合に限る。）

これまでの不採算品再算定における特例的な対応

急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、これまで不採算品再算定については、特例的な対応を行ってきた。

	主な対応内容
令和5 年度	<ul style="list-style-type: none">○ 臨時・特例的に調査結果（※）に基づく全品を対象に適用する。○ 通常の不採算品再算定の要件のうち、「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）」の規定は適用しない。 <p>（※）令和4年9月に実施した薬価収載医薬品を供給する業者に対して実施した、物価高騰等の影響による不採算品目の状況に関する調査。</p>
令和6 年度	<ul style="list-style-type: none">○ 企業から希望のあった品目を対象に特例的に適用する。○ 通常の不採算品再算定の要件のうち、「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）」の規定は適用しない。○ 企業から希望があった品目のうち、令和5年度薬価調査結果において、令和4年度薬価調査における全品目の平均乖離率を超えた乖離率であった品目は対象外とする。
令和7 年度	<ul style="list-style-type: none">○ 医療上の必要性が特に高い品目を対象として不採算品再算定を臨時・特例的に適用する。具体的な対象品目は、次のいずれかを満たす品目を基本とする。<ul style="list-style-type: none">・基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目・安定確保医薬品のカテゴリA及びBに位置付けられている品目・厚生労働大臣が増産要請（注）を行った品目<p>（注）2023年10月18日、同年11月7日 感染症対症療法薬等の安定供給に向けた大臣要請を指す</p>○ 通常の不採算品再算定の要件のうち、厚生労働大臣が増産要請を行った品目については、「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）」の規定は適用せず、基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目及び安定確保医薬品のカテゴリA及びBに位置付けられている品目については、「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬（令和5年度及び令和6年度の薬価改定において不採算品再算定の対象となったものを除く。）がある場合には、全ての当該類似薬について該当する場合に限る。）」と読み替えて適用する。○ 組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬の乖離率の平均が全ての既収載品の平均乖離率を超える品目（厚生労働大臣が増産要請を行った品目を除く）は対象外とする。

低薬価品の特例：基礎的医薬品

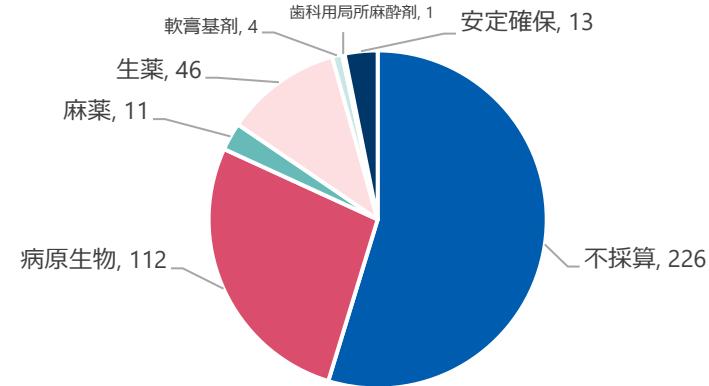
算定ルール

- 医療上必要性が高い医薬品については継続的な安定供給を確保する必要があるが、長期に薬価収載されている一部の医薬品では、製造原価の上昇、市場取引価格の低下等により、継続的な安定供給が困難な状況に陥るもののが出てきている。
 - このため、次の全ての要件を満たす医薬品については、薬価制度上、「基礎的医薬品」として取り扱い、最も販売額が大きい銘柄に価格を集約するなどして、安定供給の確保を図っている（平成28年度以降）。
 - 医療上の位置付けが確立し、広く臨床現場で使用されていることが明らか
 - 15年以上薬価基準に収載されており、かつ成分・銘柄ごとのいずれの乖離率が全品目の平均乖離率以下
 - 過去の不採算品再算定品目、病原生物に対する医薬品、医療用麻薬、生薬、軟膏基剤、歯科用局所麻酔剤のいずれか
 - 加えて、令和4年度薬価制度改革により、安定確保医薬品のうち優先度が高い品目（カテゴリAに分類されている品目。ただし、Z期間終了前のものを除く。）について、一定要件の下、「基礎的医薬品」として取り扱うこととしている。
- ※改定に当たっては、G1該当から6年以内の先発品等を対象外とするなど他のルールとの整合を図る。

基礎的医薬品の成分数・告示数（令和7年度改定時点）

区分	成分数	告示数
不採算	226	737
病原生物	112	443
麻薬	11	72
生薬	46	55
軟膏基剤	4	22
歯科用局所麻酔剤	1	3
安定確保	13	123
合計	413	1,455

（参考）各区分の成分数



※複数区分に該当する場合は、安定確保医薬品に係るものを除き、上の区分に分類

供給確保医薬品・重要供給確保医薬品について

A群 (21成分 → 35成分)

1. カテゴリの変更を行わない成分 (21成分)	・フルファリンカリウム他: 21成分
2-1. カテゴリの変更により追加された成分 (1成分)	・セフトリアキソンナトリウム水和物 (BからAへ昇格)
2-2. 新たに安定確保医薬品に追加された成分 (13成分)	・乾燥B C Gワクチン他ワクチン: 13成分

※ カテゴリの変更により、Aから削除された成分 なし

B群 (29成分 → 40成分)

1. カテゴリの変更を行わない成分 (19成分)	・トルバズタン他: 19成分
2-1. カテゴリの変更により追加された成分 (1成分)	・テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム (CからBへ昇格)
2-2. 新たに安定確保医薬品に追加された成分 (20成分)	・黄熱ワクチン 他ワクチン: 6成分 ・エプタコグアルファ (活性型) (遺伝子組換え) 他血液製剤類: 10成分 ・アスホターゼ アルファ (遺伝子組換え) 他ワクチン及び血液製剤類以外の医療用医薬品: 4成分

※1 カテゴリの変更により、Bから削除された成分 (4成分)

セフトリアキソンナトリウム水和物 (Aへの昇格)、トラスツズマブ エムタシン (遺伝子組換え)、オラパリブ、アムホテリシンB (いずれもCへの降格)

※2 学会から成分の取下げがあった成分 (6成分)

ダビガトランエテキシラートメタンスルホン酸塩、ウロキナーゼ、L-アスパラギナーゼ、イットリウム (90Y) イブリツモマブ チウキセタン (遺伝子組換え)、イソニアジド、抱水クロラール

※ この他に、C群の687成分 (継続成分409成分、新規成分278成分) が存在。

不採算品再算定適用品目の適正な流通について

令和7年度薬価改定において不採算品再算定が適用された医薬品については、その趣旨に鑑み、適正な価格で流通するよう、関係業界に対して周知を依頼している。

事務連絡
令和7年3月7日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和7年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和7年1月15日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和7年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に不採算品再算定について臨時的・特例的に適用することが決定されました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価が、消費者物価上昇率などの視標を参考に3%程度引き上げられました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望れます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、今般、平成12年度に薬価算定ルールが定まって以降、初めて引き上げられたものであることから、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員に対して周知方よろしくお願いします。

また、不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目は、令和7年4月1日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を來すおそれがあります。

医薬品の安定供給を確保するため、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入していただきますよう、貴団体所属の会員に対して周知方よろしくお願いします。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会宛にも通知しましたことを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省Webサイトに公表している。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00063.html)

「令和7年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品の適正な流通について」（抄）

（令和7年3月7日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

令和7年1月15日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和7年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に不採算品再算定について臨時的・特例的に適用することが決定されました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価が、消費者物価上昇率などの視標を参考に3%程度引き上げられました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望れます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、今般、平成12年度に薬価算定ルールが定まって以降、初めて引き上げられたものであることから、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、**今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これら医薬品が適正な価格で流通するよう、会員に対して周知方よろしくお願いします。**

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省Webサイトに公表している。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00063.html)

令和7年度薬価改定における不採算品再算定対象品目の実勢価格の乖離状況

- ・令和7年度薬価改定において実施した臨時・特例的な不採算品再算定の対象となった443品目について、令和7年薬価調査における実勢価格と薬価との乖離状況について集計。
- ・多くの品目は平均乖離率以下であり、全品目の平均乖離率（4.8%）を超えた品目は全体の2.0%であった。

対象品目の平均乖離率： 1.6 %

乖離率	割合
全品目の平均乖離率（4.8%）未満	98.0%
全品目の平均乖離率（4.8%）以上	2.0%
全品目の平均乖離率の1.5倍（7.2%）以上	1.1%
全品目の平均乖離率の2倍（9.6%）以上	0.2%

（参考）令和6年度薬価改定における不採算品再算定対象品目の実勢価格の乖離状況

対象品目：令和6年度薬価改定において実施した臨時・特例的な不採算品再算定の対象となった1,943品目

対象品目の平均乖離率：2.1%

全品目の平均乖離率（5.2%）を下回った品目の割合：95.7%

令和6年度不採算品再算定を受けた品目の供給状況

不採算品再算定適用品目 薬剤区分別増減数量



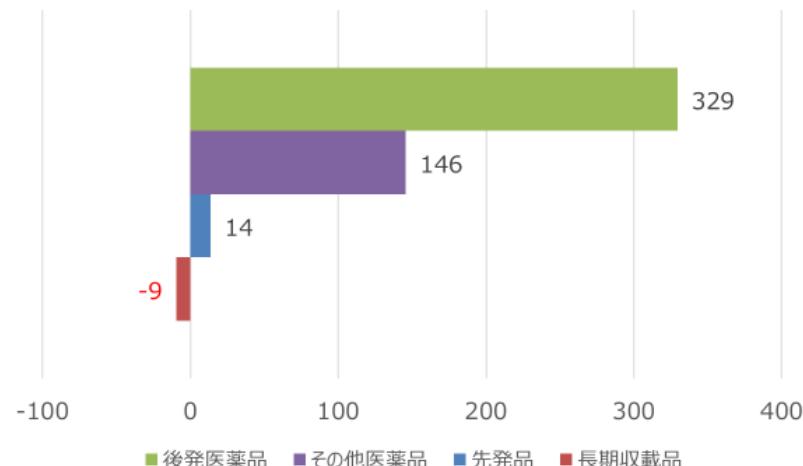
中医協 薬 - 3
7. 12. 10

- ・R6年度の不採算品再算定適用品目数は、その他医薬品が最も多く、次いで後発医薬品となっている。
- ・供給数量については、後発医薬品、その他医薬品が増量している。
- ・長期収載品については、適用品目数も少なく、選定療養による後発医薬品への置き換えが進んでいる影響もあると思われる。

R6不採算品再算定 適用品目数および供給増減数量【薬剤区分別】

薬剤区分	増減数量（百万）	適用品目数
先発品	14	233
長期収載品	-9	19
後発医薬品	329	579
その他医薬品	146	1,112
総計	479	1,943

R6不採算品再算定 供給増減数量【薬剤区分別】



※数量単位：百万薬価収載単位、 数量： IQVIAデータをもとにJGAで作成

※2023年度に対する2024年度の供給数量を比較

※その他の医薬品は、昭和42年9月以前の承認品目、基礎的医薬品等「診療報酬上の後発品」以外の品目

不採算品再算定の考え方

考え方

【現状】

- 不採算品再算定の取扱いは、企業からの希望を踏まえ、薬価基準のルールに基づき判断しているところ。
- 令和6年度の薬価改定においては、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあった品目を対象に特例的に適用した。
- 令和7年度の薬価改定においては、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に適用した。具体的な対象品目は、次のいずれかを満たす品目を基本とした。
 - ・基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目
 - ・安定確保医薬品のカテゴリA及びBに位置付けられている品目
 - ・厚生労働大臣が増産要請を行った品目
- 不採算品再算定の適用を受けた個々の企業は、医療需要の動向を見極めながら、必要と考える品目の供給量を増やし、供給状況の改善に努めている。
- このような状況の中で、令和8年度の不採算品の状況については現在情報を整理しているところ。

【対応として考えられる方向性】

- 不採算品再算定の対象品目について、令和7年度の薬価改定で対象とした基礎的医薬品、重要供給確保医薬品A群及びB群の品目のほか、極めて長い使用経験があり供給不足による医療現場への影響が大きいと考えられる薬剤など、継続的な確保を特に要する薬剤であって、特定の企業からの供給が途絶えたときに代替供給を確保することが困難な医薬品については、安定供給に支障を来さないためにも不採算品再算定の対象とすることが考えられるのではないか。

低薬価品の特例：最低薬価

算定ルール（最低薬価）

錠剤や注射剤などの区分ごとに、成分にかかわらず薬価の下限値として設定された「最低薬価」を下回らないよう改定する。

○ 令和7年度薬価改定では、物価上昇など取り巻く環境の変化等を総合的に勘案し、最低薬価を概ね3%程度引き上げ

区分		R6	R7	区分		R6	R7
日本薬局方収載品							
錠剤	1錠	10.10円	10.40円	錠剤	1錠	5.90円	6.10円
カプセル剤	1カプセル	10.10円	10.40円	カプセル剤	1カプセル	5.90円	6.10円
丸剤	1個	10.10円	10.40円	丸剤	1個	5.90円	6.10円
散剤（細粒剤を含む。）	1g※1	7.50円	7.70円	散剤（細粒剤を含む。）	1g※1	6.50円	6.70円
顆粒剤	1g※1	7.50円	7.70円	顆粒剤	1g※1	6.50円	6.70円
末剤	1g※1	7.50円	7.70円	末剤	1g※1	6.50円	6.70円
注射剤	100mL未満 1管又は1瓶 100mL以上500mL未満 1管又は1瓶 500mL以上 1管又は1瓶	97円 115円 152円	100円 119円 157円	注射剤	100mL未満 1管又は1瓶 100mL以上500mL未満 1管又は1瓶 500mL以上 1管又は1瓶	59円 70円 93円	61円 72円 96円
坐剤	1個	20.30円	20.90円	坐剤	1個	20.30円	20.90円
点眼剤	5mL1瓶 1mL	89.60円 17.90円	92.50円 18.50円	点眼剤	5mL1瓶 1mL	88.80円 17.90円	91.60円 18.50円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応品を除く。)	1日薬価	9.80円	10.10円	内用液剤、シロップ剤 (小児適応品を除く。)	1日薬価	6.70円	6.90円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応品に限る。)	1mL※2	10.20円	10.50円	内用液剤、シロップ剤 (小児適応品に限る。)	1mL※2	6.70円	6.90円
外用液剤 (外皮用殺菌消毒剤に限る。)	10mL※1	10.00円	10.30円	外用液剤 (外皮用殺菌消毒剤に限る。)	10mL※1	6.60円	6.80円
貼付剤	10g 10cm×14cm以上 1枚 その他 1枚	8.60円 17.10円 12.30円	8.90円 17.60円 12.70円	貼付剤	10g 10cm×14cm以上 1枚 その他 1枚	8.60円 17.10円 12.30円	8.90円 17.60円 12.70円

※ 1 規格単位が10g の場合は10g と読み替える。

※ 2 規格単位が10mL の場合は10mL と読み替える。

※ 3 薬価算定基準が明文化された2000年以降、消費税率引き上げに伴う対応を除き、最低薬価の引き上げを実施したことはなかった。

薬価調査結果の速報値の内訳

(1) 分野別の乖離率

分類		乖離率 (%)
先発医薬品	後発医薬品なし	3. 6%
	後発医薬品あり	9. 6%
後発医薬品		8. 7%
その他の品目		1. 9%

(参考1)

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の令和6年3月の改訂において、価格交渉の段階から別枠とし、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉とすることとされた医薬品の主な分野の乖離率（注1）

	今回（令和7年度）	前回（令和6年度）	前々回（令和5年度）
基礎的医薬品	1. 6%	1. 6%	1. 8%
安定確保医薬品A	3. 0%	3. 5%	5. 8%
不採算品再算定	1. 6%	2. 1%	3. 3%

(参考2)

最低薬価品目の乖離率（注1、2）

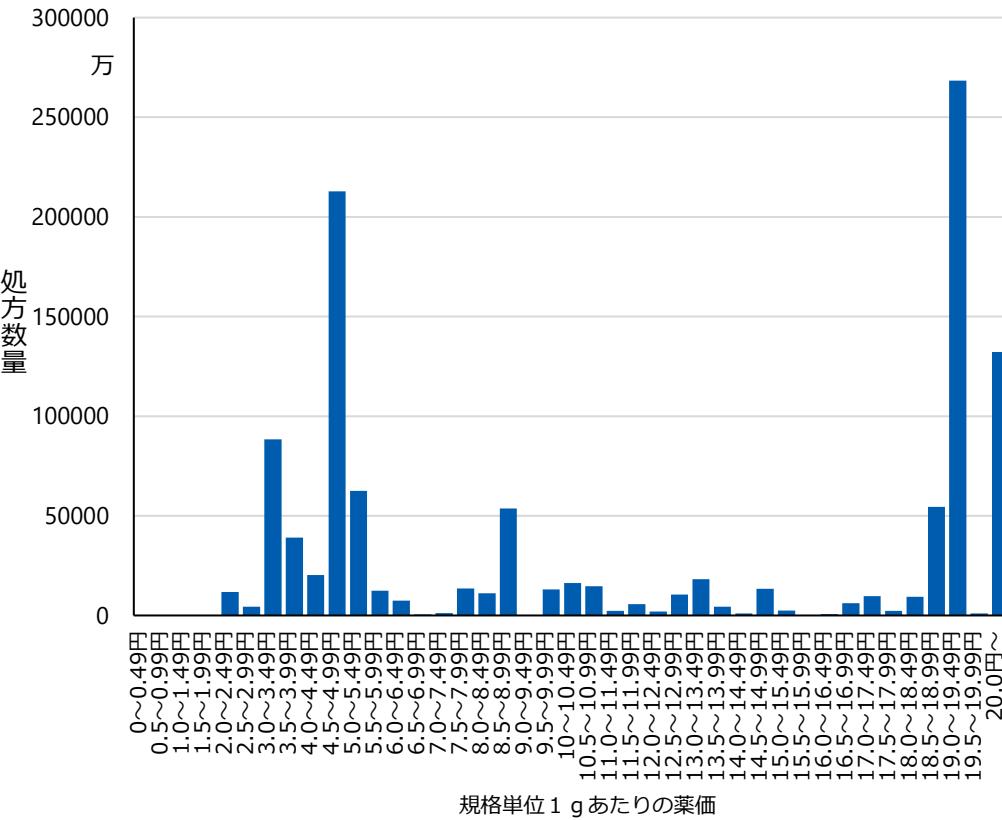
今回（令和7年度）	前回（令和6年度）	前々回（令和5年度）
7. 3%	12. 1%	12. 4%

（注1）当該年度薬価調査時点で該当する品目について集計。

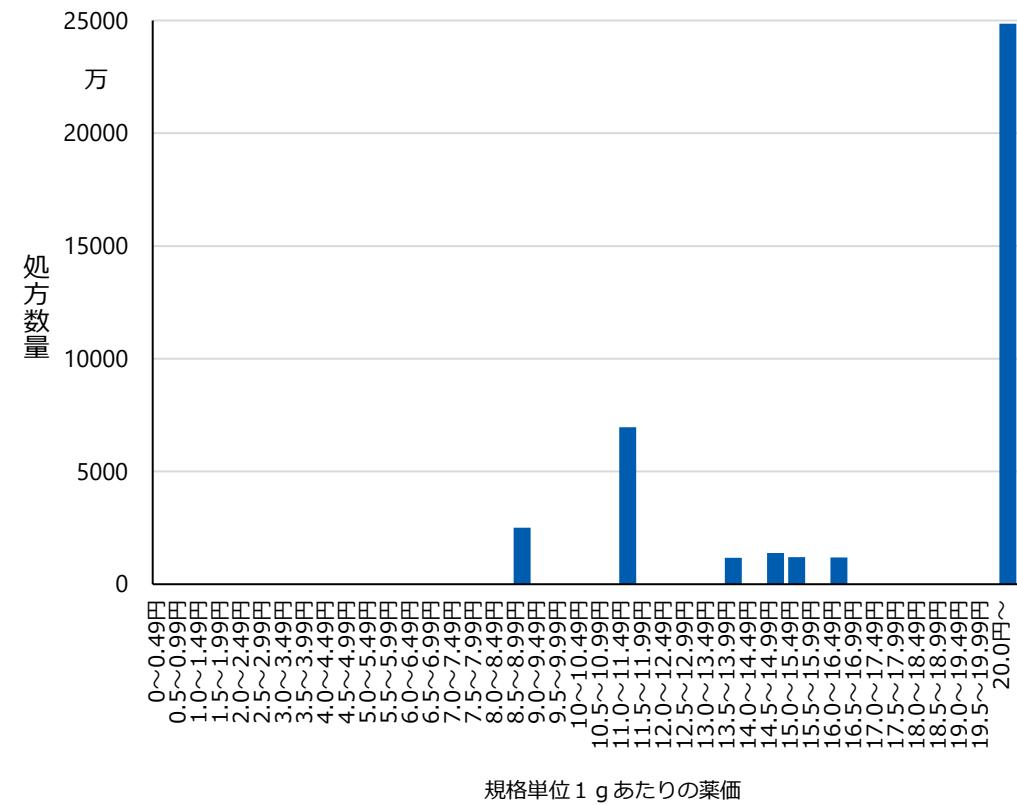
（注2）「薬価算定の基準について」第3章第7節第3項の最低薬価品目。

外用塗布剤における薬価と処方数量の分布

日本薬局方収載品以外



日本薬局方収載品



※匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の『第10回オープンデータ』（2023年度診療分、令和7年5月公表）における処方薬のデータに格納されている医薬品の薬価、処方数量により算出

国内企業物価指数の動向

	前月比	前年比
2024年9月	0.3	3.2
10月	0.5	3.8
11月	0.3	3.9
12月	0.4	4.1
2025年1月	0.3	4.2
2月	0.2	4.3
3月	0.3	4.3
4月	0.3	3.9
5月	-0.1	3.1
6月	-0.1	2.8
7月	0.2	2.5
8月	-0.2	2.6
9月	0.5	2.8
10月（速報）	0.4	2.7

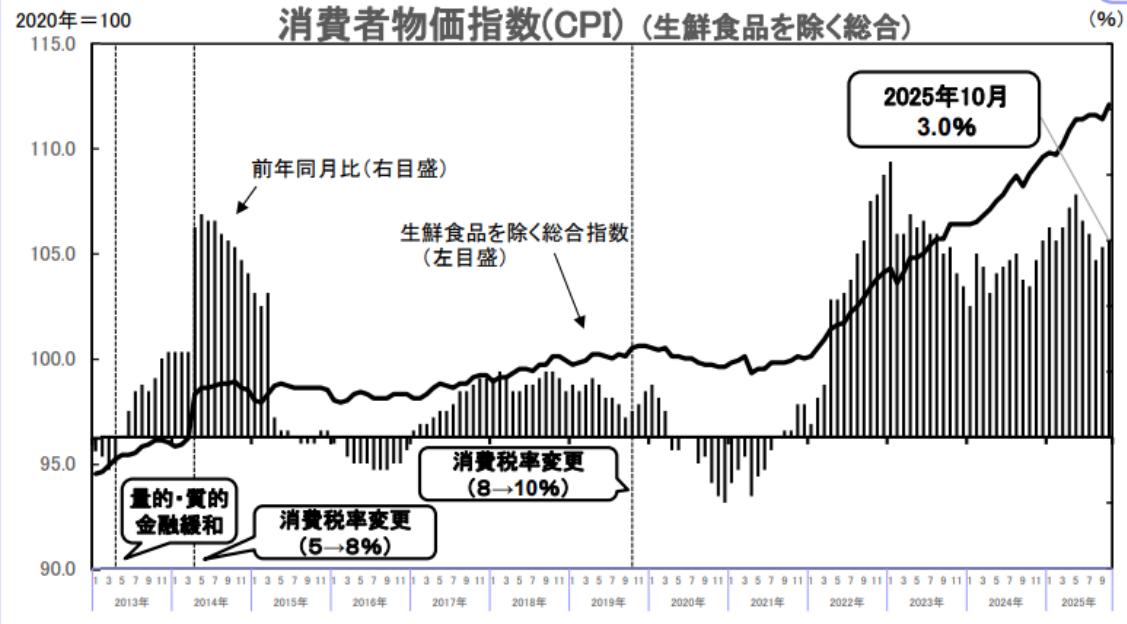
出典) 企業物価指数(2025年10月速報) 日本銀行調査統計局
https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi_release/

消費者物価指数の動向

消費者物価指数の最近の動向



消費者物価指数(CPI)



- ▶ 消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は、2013年4月の日本銀行による量的・質的金融緩和の導入後、1年以上にわたり上昇傾向
- ▶ 2020年は新型コロナウイルス感染症の影響による原油安により「エネルギー」が下落
- ▶ 2024年はうるち米の需給の引き締まりに加え、生産コストや運送費が上昇し、米類を含む「生鮮食品を除く食料」などが上昇
- ▶ 2025年10月前年同月比
「生鮮食品を除く総合」3.0%

出典) 2020年基準 消費者物価指数 全国 2025年(令和7年)10月分(2025年11月21日公表) (参考資料)
調査結果の最近の動向等 総務省

<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html>

- 参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重要供給確保医薬品A群

令和7年11月5日 (水)

別表第一 供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品(ワクチンを除く。)

群	医薬品の名称	投与形態	薬効分類
A	アセトアミノフェン	外用剤	114 解熱鎮痛消炎剤
	アドレナリン	注射剤	245 副腎ホルモン剤
	アルガトロバン水和物	注射剤	219 その他の循環器官用薬
	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	シクロスボリン	内用剤	399 他に分類されない代謝性医薬品
	スガマデクスナトリウム	注射剤	392 解毒剤
	セファゾリンナトリウム	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	セファゾリンナトリウム水和物	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	セフトリアキソンナトリウム水和物	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	セフメタゾールナトリウム	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	タクロリムス水和物	内用剤	399 他に分類されない代謝性医薬品
	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	ドパミン塩酸塩	注射剤	211 強心剤
	トロンビン	外用剤	332 止血剤
	ノルアドレナリン	注射剤	245 副腎ホルモン剤
	バンコマイシン塩酸塩	注射剤	611 主としてグラム陽性菌に作用するもの
	フルマゼニル	注射剤	221 呼吸促進剤
	プロポフォール	注射剤	111 全身麻酔剤
	ミダゾラム	注射剤	112 催眠鎮静剤, 抗不安剤
	メトレキサート	注射剤	422 代謝拮抗剤
	メロペネム水和物	注射剤	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	ロクロニウム臭化物	注射剤	122 骨格筋弛緩剤
	ワルファリンカリウム	内用剤	333 血液凝固阻止剤

別表第二 供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品(ワクチンに限る。)

群	ワクチンの名称	投与形態	薬効分類
A	インフルエンザHAワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥弱毒生水痘ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	注射剤	636 混合生物学的製剤
	乾燥BCGワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	組換え沈降B型肝炎ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	注射剤	636 混合生物学的製剤
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	注射剤	636 混合生物学的製剤
	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	注射剤	631 ワクチン類

組換え沈降B型肝炎ワクチンは薬価基準収載品目

重要供給確保医薬品B群

令和7年11月5日 (水)

別表第一 供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品(ワクチンを除く。)

群	医薬品の名称	投与形態	薬効分類
B	アスホターゼ アルファ(遺伝子組換え)	注射剤	395 酵素製剤
	アルプロスタジル	注射剤	219 その他の循環器官用薬
	エプタコグアルファ(活性型)(遺伝子組換え)	注射剤	634 血液製剤類
	エベロリムス	内用剤	399 他に分類されない代謝性医薬品
	エベロリムス	内用剤	429 その他の腫瘍用薬
	塩化ラジウム(223Ra)	注射剤	429 その他の腫瘍用薬
	カバジタキセル アセトン付加物	注射剤	424 抗腫瘍性植物成分製剤
	乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
	乾燥スルホ化人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
	乾燥BCG膀胱内用(日本株)	外用剤	639 その他の生物学的製剤
	乾燥人フィブリノゲン	注射剤	634 血液製剤類
	乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
	抗ヒト胸腺細胞ウサギ免疫グロブリン	注射剤	639 その他の生物学的製剤
	コルヒチン	内用剤	394 痛風治療剤
	ジアゼパム	外用剤	112 催眠鎮静剤, 抗不安剤
	ダラツムマブ(遺伝子組換え)	注射剤	429 その他の腫瘍用薬
	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	内用剤	422 代謝拮抗剤
	テモゾロミド	注射剤	421 アルキル化剤
	トルバズタン	内用剤	213 利尿剤

パゾパニブ塩酸塩	内用剤	429 その他の腫瘍用薬
バルガンシクロビル塩酸塩	内用剤	625 抗ウイルス剤
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XIII因子	注射剤	634 血液製剤類
人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
ヒドロキシカルバミド	内用剤	422 代謝拮抗剤
ヒドロキシクロロキン硫酸塩	内用剤	399 他に分類されない代謝性医薬品
ブスルファン	注射剤	421 アルキル化剤
フルダラビンリン酸エステル	注射剤	422 代謝拮抗剤
フルドロコルチゾン酢酸エステル	内用剤	245 副腎ホルモン剤
pH4処理酸性人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	注射剤	634 血液製剤類
ベリムマブ(遺伝子組換え)	注射剤	399 他に分類されない代謝性医薬品
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
ポリカルボフィルカルシウム	内用剤	239 その他の消化器官用薬
ロピバカイン塩酸塩水和物	注射剤	121 局所麻酔剤

別表第二 供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品(ワクチンに限る。)

群	ワクチンの名称	投与形態	薬効分類
B	黄熱ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥細胞培養痘そうワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	精製Vi多糖体腸チフスワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	不活化ポリオワクチン	注射剤	631 ワクチン類
	4価髄膜炎菌ワクチン	注射剤	631 ワクチン類

4価髄膜炎菌ワクチンは薬価基準収載品目

重要供給確保医薬品C群（うちその他品目として薬価収載されたもの）①

群	医薬品の名称(有効成分名)	投与経路	薬効分類
C	ニトラゼパム	内用剤	112 催眠鎮静剤, 抗不安剤
C	フェノバルビタール	内用剤	112 催眠鎮静剤, 抗不安剤
C	臭化カリウム	内用剤	112 催眠鎮静剤, 抗不安剤
C	アセチルフェネトライド	内用剤	113 抗てんかん剤
C	フェニトイン	内用剤	113 抗てんかん剤
C	ブリミドン	内用剤	113 抗てんかん剤
C	スルチアム	内用剤	113 抗てんかん剤
C	エトスクシミド	内用剤	113 抗てんかん剤
C	カルバマゼピン	内用剤	113 抗てんかん剤
C	アセトアミノフェン	内用剤	114 解熱鎮痛消炎剤
C	アスピリン	内用剤	114 解熱鎮痛消炎剤
C	アミトリプチリン塩酸塩	内用剤	117 精神神経用剤
C	メチルフェニデート塩酸塩	内用剤	117 精神神経用剤
C	プロプラノロール塩酸塩	内用剤	212 不整脈用剤
C	トリクロルメチアジド	内用剤	213 利尿剤
C	スピロノラクトン	内用剤	213 利尿剤
C	アセタゾラミド	内用剤	213 利尿剤
C	フロセミド	内用剤	213 利尿剤
C	メチルドパ水和物	内用剤	214 血圧降下剤
C	ベラパミル塩酸塩	内用剤	217 血管拡張剤
C	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	内用剤	219 その他の循環器官能薬
C	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	内用剤	222 鎮咳剤
C	チペピジンヒベンズ酸塩	内用剤	224 鎮咳去痰剤
C	酪酸菌	内用剤	231 止しゃ剤, 整腸剤
C	炭酸水素ナトリウム	内用剤	234 制酸剤
C	ウルソデオキシコール酸	内用剤	236 利胆剤
C	レボチロキシンナトリウム水和物	内用剤	243 甲状腺, 副甲状腺ホルモン剤
C	チアマゾール	内用剤	243 甲状腺, 副甲状腺ホルモン剤
C	プロピルチオウラシル	内用剤	243 甲状腺, 副甲状腺ホルモン剤

群	医薬品の名称(有効成分名)	投与経路	薬効分類
C	ヒドロコルチゾン	内用剤	245 副腎ホルモン剤
C	デキサメタゾン	内用剤	245 副腎ホルモン剤
C	プレドニゾロン	内用剤	245 副腎ホルモン剤
C	クロルレマジノン酢酸エステル	内用剤	247 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
C	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	内用剤	247 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
C	ジドロゲステロン	内用剤	247 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
C	結合型エストロゲン	内用剤	247 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
C	クロミフェンクエン酸塩	内用剤	249 その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
C	リボフラビン酪酸エステル	内用剤	313 ビタミンB剤（ビタミンB1剤を除く。）
C	コバマミド	内用剤	313 ビタミンB剤（ビタミンB1剤を除く。）
C	アスコルビン酸	内用剤	314 ビタミンC剤
C	トコフェロール酢酸エステル	内用剤	315 ビタミンE剤
C	レチノール・カルシフェロール配合剤	内用剤	317 混合ビタミン剤（ビタミンA・D混合製剤を除く。）
C	ビオチン	内用剤	319 その他のビタミン剤
C	乳酸カルシウム水和物	内用剤	321 カルシウム剤
C	ヨウ化カリウム	内用剤	322 無機質製剤
C	塩化カリウム	内用剤	322 無機質製剤
C	チオプロニン	内用剤	391 肝臓疾患用剤
C	メトホルミン塩酸塩	内用剤	396 糖尿病用剤
C	アザチオプリン	内用剤	399 他に分類されない代謝性医薬品

※その他品目は、昭和42年以前に収載された医薬品

重要供給確保医薬品C群（うちその他品目として薬価収載されたもの）②

群	医薬品の名称(有効成分名)	投与経路	薬効分類
C	シクロホスファミド水和物	内用剤	421 アルキル化剤
C	メルカプトプリン水和物	内用剤	422 代謝拮抗剤
C	メトトレキサート	内用剤	422 代謝拮抗剤
C	ヨウ化ナトリウム（131I）	内用剤	430 放射性医薬品
C	茵ちん蒿湯エキス	内用剤	520 漢方製剤
C	カナマイシン一硫酸塩	内用剤	612 主としてグラム陰性菌に作用するもの
C	イソニアジド	内用剤	622 抗結核剤
C	ピラジナミド	内用剤	622 抗結核剤
C	エタンブトール塩酸塩	内用剤	622 抗結核剤
C	メトロニダゾール	内用剤	641 抗原虫剤
C	アミドトリゾン酸ナトリウムメグルミン	内用剤	721 X線造影剤
C	硫酸バリウム	内用剤	721 X線造影剤
C	メチラポン	内用剤	722 機能検査用試薬
C	チアミラールナトリウム	注射剤	111 全身麻酔剤
C	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	注射剤	114 解熱鎮痛消炎剤
C	ハロペリドール	注射剤	117 精神神経用剤
C	プロカイン塩酸塩	注射剤	121 局所麻酔剤
C	リドカイン塩酸塩	注射剤	121 局所麻酔剤
C	リドカイン	注射剤	121 局所麻酔剤
C	メピバカイン塩酸塩	注射剤	121 局所麻酔剤
C	スキサメトニウム塩化物水和物	注射剤	122 骨格筋弛緩剤
C	アトロピン硫酸塩水和物	注射剤	124 鎮けい剤
C	硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖	注射剤	124 鎮けい剤
C	ジゴキシン	注射剤	211 強心剤
C	I-イソプレナリン塩酸塩	注射剤	211 強心剤
C	フロセミド	注射剤	213 利尿剤
C	D-マンニトール	注射剤	219 その他の循環器官用薬
C	デヒドロコール酸	注射剤	236 利胆剤
C	メトクロプラミド	注射剤	239 その他の消化器官用薬

群	医薬品の名称(有効成分名)	投与経路	薬効分類
C	ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	注射剤	241 脳下垂体ホルモン剤
C	オキシトシン	注射剤	241 脳下垂体ホルモン剤
C	バソプレシン	注射剤	241 脳下垂体ホルモン剤
C	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	注射剤	245 副腎ホルモン剤
C	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	注射剤	245 副腎ホルモン剤
C	プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	注射剤	245 副腎ホルモン剤
C	テストステロンエナント酸エステル	注射剤	246 男性ホルモン剤
C	チアミン塩化物塩酸塩	注射剤	312 ビタミンB1剤
C	リボフラビンリン酸エステルナトリウム	注射剤	313 ビタミンB剤 (ビタミンB1剤を除く。)
C	ヒドロキソコバラミン酢酸塩	注射剤	313 ビタミンB剤 (ビタミンB1剤を除く。)
C	アスコルビン酸	注射剤	314 ビタミンC剤
C	ビオチン	注射剤	319 その他のビタミン剤
C	グルコン酸カルシウム水和物	注射剤	321 カルシウム剤
C	塩化カリウム	注射剤	322 無機質製剤
C	ブドウ糖	注射剤	323 糖類剤
C	高力ロリー輸液用総合アミノ酸製剤	注射剤	325 たん白アミノ酸製剤
C	塩化ナトリウム	注射剤	331 血液代用剤
C	生理食塩液	注射剤	331 血液代用剤
C	維持液	注射剤	331 血液代用剤
C	乳酸リングル	注射剤	331 血液代用剤
C	トラネキサム酸	注射剤	332 止血剤
C	プロタミン硫酸塩	注射剤	332 止血剤
C	ヘパリンナトリウム	注射剤	333 血液凝固阻止剤
C	チオ硫酸ナトリウム水和物	注射剤	392 解毒剤
C	炭酸水素ナトリウム	注射剤	392 解毒剤
C	ブラリドキシムヨウ化物	注射剤	392 解毒剤
C	ホリナートカルシウム	注射剤	392 解毒剤

※その他品目は、昭和42年以前に収載された医薬品

重要供給確保医薬品C群（うちその他品目として薬価収載されたもの）③

群	医薬品の名称(有効成分名)	投与経路	薬効分類
C	シクロホスファミド水和物	注射剤	421 アルキル化剤
C	ビンプラスチン硫酸塩	注射剤	424 抗腫瘍性植物成 分製剤
C	過テクネチウム酸ナトリウム（99mTc）	注射剤	430 放射性医薬品
C	塩化タリウム（201Tl）	注射剤	430 放射性医薬品
C	ベンジルペニシリンカリウム	注射剤	611 主としてグラム 陽性菌に作用するも の
C	アンピシリンナトリウム	注射剤	613 主としてグラム 陽性・陰性菌に作用 するもの
C	アムホテリシンB	注射剤	617 主としてカビに 作用するもの
C	肺炎球菌ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
C	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	注射剤	631 ワクチン類
C	沈降破傷風トキソイド	注射剤	632 毒素及びトキソ イド類
C	人血小板濃厚液	注射剤	634 血液製剤類
C	人赤血球液	注射剤	634 血液製剤類
C	新鮮凍結人血漿	注射剤	634 血液製剤類
C	人血小板濃厚液H L A	注射剤	634 血液製剤類
C	乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	注射剤	634 血液製剤類
C	乾燥抗D（Rh o）人免疫グロブリン	注射剤	634 血液製剤類
C	乾燥人血液凝固第IX因子複合体	注射剤	634 血液製剤類
C	人血清アルブミン	注射剤	634 血液製剤類
C	人ハプトグロビン	注射剤	634 血液製剤類
C	乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	注射剤	634 血液製剤類
C	乾燥濃縮人C 1-インアクチベーター	注射剤	634 血液製剤類
C	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子	注射剤	634 血液製剤類
C	ヨード化ケシ油脂肪酸エチルエステル	注射剤	721 X線造影剤
C	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン	注射剤	721 X線造影剤
C	モルヒネ塩酸塩水和物	注射剤	811 あへんアルカロ イド系麻薬
C	ペチジン塩酸塩	注射剤	821 合成麻薬

群	医薬品の名称(有効成分名)	投与経路	薬効分類
C	リドカイン塩酸塩	外用剤	121 局所麻酔剤
C	ポリビニルアルコールヨウ素	外用剤	131 眼科用剤
C	トロピカミド・フェニレフリン塩酸塩	外用剤	131 眼科用剤
C	亜硝酸アミル	外用剤	217 血管拡張剤
C	d L -イソプレナリン塩酸塩	外用剤	225 気管支拡張剤
C	リドカイン配合剤	外用剤	255 痢疾用剤
C	大腸菌死菌・ヒドロコルチゾン	外用剤	255 痢疾用剤
C	消毒用エタノール	外用剤	261 外皮用殺菌消 毒剤
C	ベタメタゾン吉草酸エステル	外用剤	264 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤
C	酸化亜鉛	外用剤	264 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤
C	ヘパリン類似物質	外用剤	333 血液凝固阻止 剤
C	白色ワセリン	外用剤	712 軟膏基剤